

三好市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

(2021 (令和 3) 年度～2025 (令和 7) 年度)



2021 (令和 3) 年 3 月

2023 (令和 5) 年 3 月一部改正

三好市

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 実行計画策定の背景	1
第2節 実行計画の基本的事項	9
第2章 温室効果ガス排出状況	13
第1節 温室効果ガス排出量算定の概要	13
第2節 温室効果ガス排出状況	14
第3章 温室効果ガス削減目標	17
第4章 削減にむけた取組施策	18
第1節 新たな取組の検討	18
第2節 基本方針	19
第3節 取組体系	19
第4節 具体的取組施策	20
第5章 実行計画の推進	25
第1節 実行計画の推進体制	25
第2節 実行計画の運用	27

第1章 計画の概要

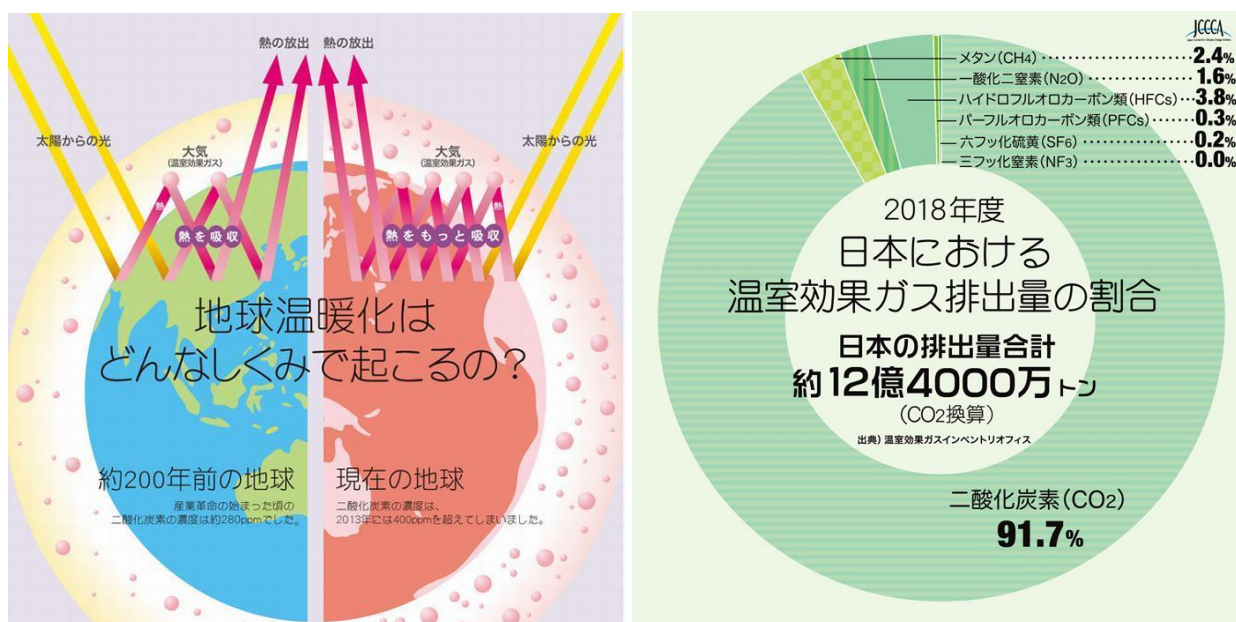
第1節 実行計画策定の背景

1 地球温暖化とは

地球は、太陽からのエネルギーによって地表面が温められている。温められた地表の熱の大部分は宇宙に放出されるが、一部の熱が大気中のCO₂（二酸化炭素）に代表される温室効果ガスに吸収され、地上に保温効果をもたらしたことで、地球上は人類や動植物が過ごしやすい環境に保たれてきた。

しかし、産業革命以降、化石燃料の使用拡大に伴い大気中の温室効果ガス濃度が急激に上昇したことで、大気中の熱の吸収量が増加し、これまでほぼ一定で推移してきた地上気温が上昇することとなった。これが地球温暖化と言われる現象である。

なお、産業革命以降人為的に排出された温室効果ガスの中でも、CO₂（二酸化炭素）は地球温暖化に対して最も影響度が高いと言える。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターWebサイト

図 1 地球温暖化のメカニズム（左）と日本が排出する温室効果ガス（右）

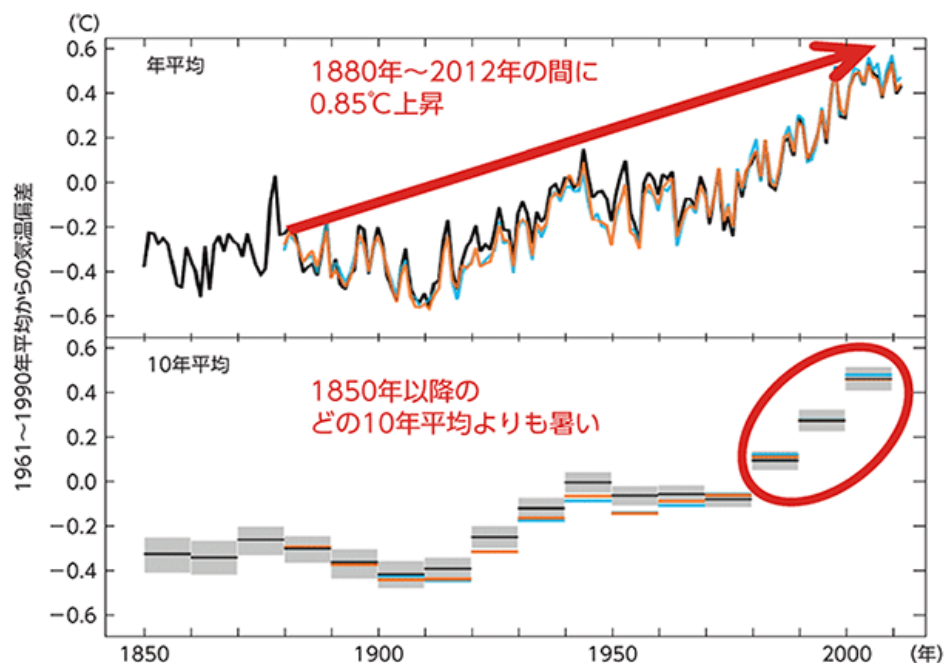
2 地球温暖化問題

(1) 地球温暖化の現状

2013（平成25）年より順次公表されたIPCC第5次評価報告書（国連下部組織である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が発行する地球温暖化に関する調査研究報告書）では、第4次評価報告書をふまえ、その後の研究により人間活動による大気中のCO₂（二酸化炭素）濃度上昇が地球温暖化の要因である可能性がより高まるなど、下記に示す内容が報告された。

- 気候システムの温暖化には疑う余地はない。気温、海水温、海水面水位、雪氷減少などの観測事実が強化され温暖化していることが再確認された。
- 人間の影響が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い（95%以上）。
- 今世紀末までの世界平均気温の変化は0.3～4.8℃の範囲に、海面水位の上昇は0.26～0.82mの範囲に入る可能性が高い。
- 気候変動を抑制するには、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要である。
- 二酸化炭素（CO₂）の累積総排出量とそれに対する世界平均地上気温の応答は、ほぼ比例関係にある。

また、1880（明治13）年から2012（平成24）年までの世界平均地上気温を10年平均の推移で見た場合、最近30年はこれまでで気温が最も高くかつ年を追うごと気温が上昇していることから、温暖化がより進行していることが懸念されている。



注：線の色の違いは、使用している観測データの違い。

資料：気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「第5次評価報告書第1作業部会報告書」より環境省作成

出典：環境省Webサイトより

図 2 世界平均地上気温（陸域+海上）の偏差（1850～2012年）

(2) 私たちの暮らしへの影響及び対策（適応策）の強化

地球温暖化の進行は、気温や海水表層温度の上昇、海面上昇などの直接的な影響の他、ゲリラ豪雨や梅雨前線の長期停滞による洪水や土砂災害の発生、天候不順による農作物の不作、生態系の維持、デング熱など熱帯性感染症や熱中症患者の増加などの地球温暖化の間接的な影響が顕在化したことで、我々はむしろ後者の影響を直接的に被ることとなる。

こうした状況のなか、我々は、これまで省エネルギー化や温室効果ガスの削減に資する取組（緩和策）を主体としてきたが、災害、食料、生態系、医療など我々が直接的に被る地球温暖化の諸問題への対策（適応策）を、改めて強化することが求められている。

JCCGA

日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気温	気温	3.5~6.4℃上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83~85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失~現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

図 3 2100年末に予測される日本への影響

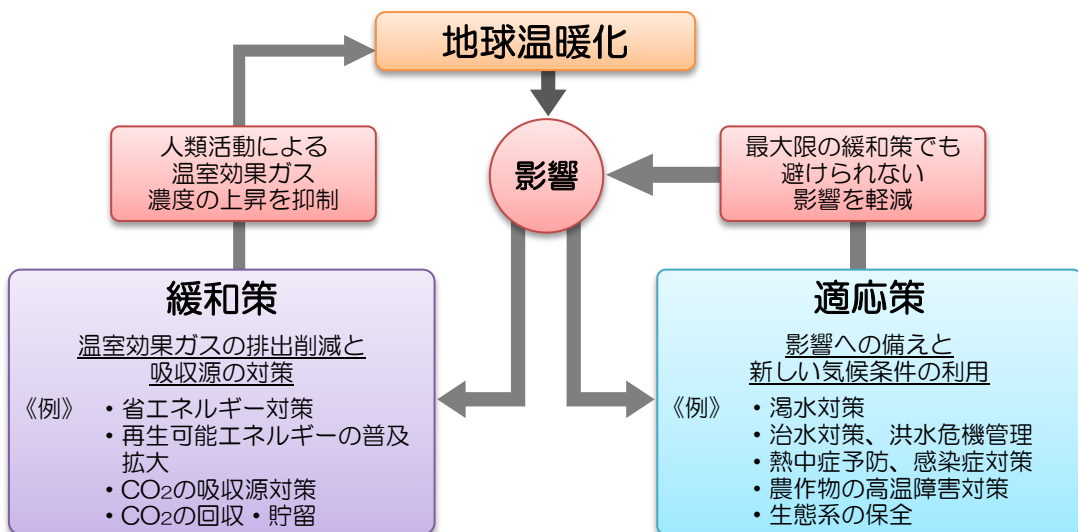


図 4 地球温暖化への「緩和策」と「適応策」

3 地球温暖化対策をめぐる国内外の状況

2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、全ての国が参加する公平で実効的な2020（令和2）年以降の法的枠組として「パリ協定」を採択した。パリ協定は、世界共通の長期目標「世界の平均気温上昇を2℃未満に保つ（1.5℃に抑える努力をする）」を掲げ、主要排出国を含む全ての国が、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにするため、排出量削減目標を作り提出すること、その達成のための国内対策をとっていくことを義務付けている。

2018（平成30）年10月には「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が『1.5℃特別報告書』を公表し、「世界の平均気温は産業革命前からすでに1℃上昇しており、現状は2100年に3℃上昇すると予測され、このままいくと2030年から2052年に1.5℃上昇に達する可能性がある」と指摘している。また、「世界平均気温上昇がパリ協定の掲げる2℃ではなく1.5℃に抑えることができれば、気候変動の影響による災害リスクは軽減できる」と更なる対策強化を促している。

こうしたなか、2018（平成30）年12月にポーランドで開催された気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）では、パリ協定を運用するためのルールとなる実施指針が採択された。

また、日本では、パリ協定がすべての国に義務付けた温室効果ガス排出量削減目標の提出及び目標達成のための国内対策を推進するため、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。

地球温暖化対策計画では、気候変動枠組条約事務局に国際的な公約として2015（平成27）年7月に提出した「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030（令和12）年度において、温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比26.0%減の水準にすることを目標としており、「業務その他部門」と「家庭部門」について、大幅な削減を見込んでいる。

		国外	国内
2015 （平成27）年	7月		地球温暖化対策推進法を改正
2015 （平成27）年	7月		「長期エネルギー需給見通し」を発表 「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出
2015 （平成27）年	9月	国連サミットで2001年に策定されたMDGsの後継として新たにSDGs（持続可能な開発目標）を策定 2016年から2030年までの国際目標として定められた「持続可能な開発のためのアジェンダ」を採択	
2015 （平成27）年	11月		「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定
2015 （平成27）年	11月	COP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）にて、地球温暖化対策の新たな枠組となる「パリ協定」	2030年度の温室効果ガス排出削減目標を含む「日本の約束草案」を国連に提出

		国外	国内
		を採択	
2015 (平成27)年	12月		「気候変動の影響への適応計画」を策定
2016 (平成28)年	3月		「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定
2016 (平成28)年	4月		電力の小売全面自由化
2016 (平成28)年	5月		日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する上での礎となる「地球温暖化対策計画」を閣議決定
2016 (平成28)年	11月	2015年COP21で採択されたパリ協定を発効	
2016 (平成28)年	11月	COP22(国連気候変動枠組条約第22回締約国会議)を開催	
2017 (平成29)年	11月	COP23(国連気候変動枠組条約第23回締約国会議)でパリ協定の実施ルールを策定し、「タラノア対話」を2018年から開始することを決定	
2018 (平成30)年	6月		「気候変動適応法」を公布
2018 (平成30)年	7月		新しいエネルギー基本計画(第5次エネルギー基本計画)が閣議決定
2018 (平成30)年	10月	IPCC第48回総会にてIPCC1.5℃特別報告書の政策決定者向け要約(SPM)を承認、報告書本編を受諾	
2018 (平成30)年	11月		「気候変動適応計画」が閣議決定
2018 (平成30)年	12月	COP24(気候変動枠組条約第24回締約国会議)で、2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて「パリ協定」の実施指針(ルールブック)を採択	「気候変動適応法」施行
2018 (平成30)年	12月	CMP14(京都議定書第14回締約国会合)にて、2020年以降のパリ協定の本格運用に向けパリ協定の実施指針を採択	
2019 (令和元)年	6月		「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、国連に提出
2020 (令和2)年	7月		ゼロカーボンシティの人口が日本の過半数超
2020 (令和2)年	10月		総理大臣「50年脱炭素社会実現宣言」

4 地球温暖化対策に関する三好市の取組

(1) 三好市の取組

三好市では、2018（平成30）年8月に策定した「第2次三好市総合計画」において、地球温暖化に関しては、以下の取組がプロジェクトとして掲げられている。

項目	内容
森林資源の新エネルギーへの活用	<ul style="list-style-type: none">■ 公共施設などへのバイオマスエネルギー利用などを推進し、豊かな森林資源をエネルギーへ活用することで、地場産業の一つである林業の活性化を図ります。■ 荒廃した森林の整備により、山林本来の役割を發揮することを目指します。
グリーン購入の推進と普及	<ul style="list-style-type: none">■ グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づく、環境に配慮した製品の購入を推進します。事業所や市民に、グリーン購入に関する情報の提供を図り、環境に優しいまちを目指します。
自然エネルギーの調査	<ul style="list-style-type: none">■ 風力、太陽光、小水力、地熱など、地域で活用できる自然エネルギーを調査し、自然との共生を図るとともに新産業の創設も図ります。
二酸化炭素の排出抑制	<ul style="list-style-type: none">■ 二酸化炭素削減を図るため、公用車への低公害自動車の導入促進や新エネルギーの公共施設などへの導入とともに、学校教育・市民への啓発活動を推進します。■ 職員一人ひとりの地球温暖化対策への取組を推進していきます。
間伐材などのバイオマスエネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none">■ 豊かな森林資源を利用するバイオマスエネルギーの活用により、地球温暖化の防止、地域活性化を図ります。

(2) 三好市の取組

1998（平成10）年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が制定され、国、地方自治体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、すべての市町村が地方公共団体実行計画を策定し、事務及び事業に関して温室効果ガスの排出量削減のための措置等に取り組むよう義務付けられた。

これを受け、三好市では、2016（平成28）年3月に「三好市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第1次計画」という。）を策定、三好市の事務・事業における地球温暖化対策を推進してきた。

このたび、第1次計画の計画期間が満了を迎えることや2016（平成28）年度に策定された国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、市有施設におけるエネルギー管理を強化するとともに

に、実行計画の進捗管理を確実に進めていくための体制を整備し、より実効性の高い地球温暖化対策を推進していくため、新たに「第2次三好市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を策定することとなった。

① 第1次計画の概要

計画期間	・2016（平成28）年度～2020（令和2）年度
基準年	・2014（平成26）年度
対象ガス	・二酸化炭素（CO ₂ ）
対象施設	・三好市が管理する事務及び事業（直接管理施設、指定管理施設）
削減目標	・基準排出量（12,417t-CO ₂ ）に対して5.0%削減

② 目標達成状況

● 2019（令和元）年度の活動量

第1次計画における2019（令和元）年度の活動量は、ガソリン、灯油、電気使用量は減少しているものの、軽油、A重油、LPG使用量は増加している。

表 1 活動量推移

項目	2014 （平成26）年度 （基準年）	2019 （令和元）年度	基準年比	基準年比	
			増減量	増減率	
燃料	ガソリン ℓ	98,340	78,250	-20,090	-20.4%
	軽油 ℓ	41,335	43,845	2,510	6.1%
	灯油 ℓ	125,502	78,018	-47,484	-37.8%
	A重油 ℓ	182,643	215,280	32,637	17.9%
	LPG m ³	180,489	214,209	33,720	18.7%
電気 kWh	14,587,714	14,181,559	-406,155	-2.8%	

● 2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量及び排出構成

第1次計画における2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は、12,264t-CO₂となり、2014（平成26）年度（基準年）に対して、1.2%（153t-CO₂）減少しているものの、削減目標（5.0%削減）達成には至っていない。

温室効果ガス排出構成は、電気使用に伴う排出が全体の約81%を占めていることから、電気使用に伴う排出量の削減が目標達成へ大きく寄与する。

表 2 温室効果ガス排出量推移

項目	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)				
	2014 (平成26) 年度 (基準年)	2019 (令和元) 年度	基準年比 増減量	基準年比 増減率	
燃料	ガソリン	228	182	-47	-20.4%
	軽油	107	113	6	6.1%
	灯油	313	194	-118	-37.8%
	A重油	495	583	88	17.9%
	LPG	1,078	1,279	201	18.7%
電気	10,197	9,913	-284	-2.8%	
合計	12,417	12,264	-153	-1.2%	

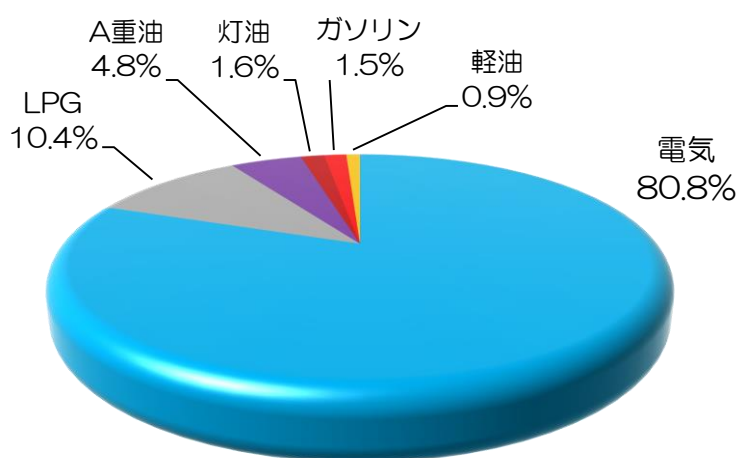


図 5 温室効果ガス排出構成 (2019 (令和元) 年度)

● 今後の方針

2019 (令和元) 年度の温室効果ガス総排出量は12,264t-CO₂となり、2014 (平成26) 年度 (基準年) に対して、1.2%減少しているものの、現状では削減目標 (5.0%削減) 達成には至っていない。

三好市の排出構成の約81%を占める電気使用量の削減は温室効果ガスの削減には欠かせない要素である。

今後は、全職員において電気の使用に伴う省エネ行動を強化するほか、施設等の管理者による設備機器の運転制御や運用改善等を積極的に実施していく。

また、新設・更新時の省エネ改修、電力調達先の見直し等のハード面の対策を重点的に取り組んでいくこととする。

第2節 実行計画の基本的事項

1 計画の目的

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全および強化」に取り組むための計画であり、「温対法」第21条第1項に基づき、都道府県および市町村並びに特別区並びに一部事務組合および広域連合に策定と公表が義務付けられている。

三好市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定は、市役所のみならず、市域全体への効果も期待される。

市役所に対する効果として、温室効果ガス排出量の削減に関する具体的な知見の蓄積、低炭素化の技術力向上、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減、光熱水費の削減等、効果は多岐に及ぶ。また、市域全体への効果としては、市域に対して温室効果ガス排出量の削減の模範が示されることや、市域の実質的な温室効果ガス排出量の削減につながるなどの効果が挙げられる。

本計画は、市自らが地域における一事業者・一消費者として、全職員の参加のもと、三好市の事務・事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを計画的に削減することにより、地球温暖化の防止に寄与し、計画の実施状況を積極的に公表することで、市民・事業者の地球温暖化対策の取組を促進することを目的とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成10年10月9日法律第117号）

最終改正：平成30年6月13日法律

第45号

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

～中略～

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

(以下「省エネ法」という。)の特定事業者(事業者全体で年度単位のエネルギー総使用量が原油換算で1,500 kLを超える事業者)として、エネルギー使用状況の把握や省エネルギー化の推進が義務となっている。

省エネルギー化への取組は、地球温暖化対策にとっても重要な位置付けとなることから、三好市では、実行計画の運用において温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減における取組の合理化を目指すものとする。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(抜粋)

(昭和54年6月22日法律第49号)

最終改正：平成30年6月13日法律第45号

(特定事業者の指定)

第7条 経済産業大臣は、工場等を設置している者(連鎖化事業者(第18条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。第4項第3号において同じ。)、認定管理統括事業者(第29条第2項に規定する認定管理統括事業者をいう。第6項において同じ。))及び管理関係事業者(第29条第2項第2号に規定する管理関係事業者をいう。第6項において同じ。)を除く。第3項において同じ。)のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

3 工場等を設置している者は、その設置しているすべての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置しているすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者(以下「特定事業者」という。)については、この限りでない。

～以下、省略～

2 計画の位置付け

本計画は、法令に遵守するとともに、上位計画である「第2次三好市総合計画」や、「三好市公共施設等総合管理計画」等各種の環境関連計画及びまちづくりに関する他分野の関連計画等の整合性などに配慮しながら、関係部局との連携等を図り、全庁的に取り組んでいくものとする。

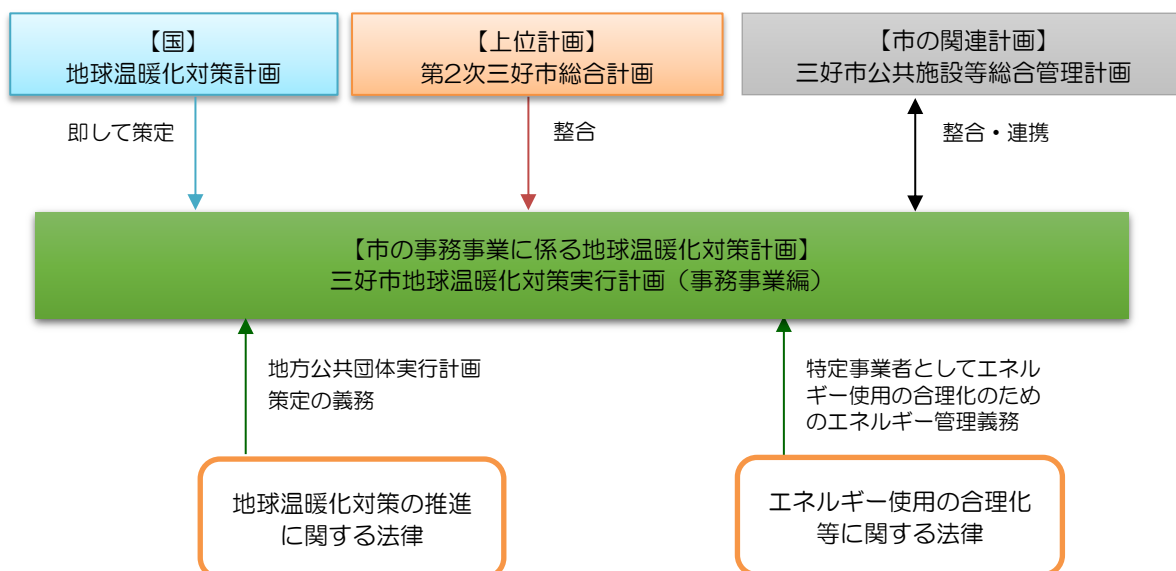


図 6 地方公共団体実行計画（事務事業編）の位置付け

3 計画の期間

(1) 基準年

国の地球温暖化対策計画では2013（平成25）年度を基準年度としているが、所有している温室効果ガス排出量のデータは、2013（平成25）年度のデータに比べ2014（平成26）年度のデータの方がより精度が高いため、今後の進捗管理も踏まえ、本計画の基準年を2014（平成26）年度とする。

- 基準年：2014（平成26）年度

(2) 実行計画期間

計画期間は、国の「地球温暖化対策計画」に即して2030（令和12）年度までの目標を念頭に置いた上で、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度の5年間とする。ただし、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、見直しを行う。

- 実行計画期間：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度（5年間）

4 計画の対象範囲

(1) 調査対象とする事務・事業

調査対象とする事務・事業は、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き（環境省）に準じて、三好市の直接管理施設及び指定管理施設とする。

- 三好市の管理する全ての事務及び事業
 - ❖ 三好市の直接管理施設・・・直接管理による事務・事業
 - ❖ 三好市の指定管理施設・・・他者に委託して行う事務・事業

(2) 調査対象とする温室効果ガス

「温対法」では、表 3 に示す7種類の温室効果ガス（7ガス）が削減の対象となる。ただし、日本が排出する温室効果ガスのうちCO₂（二酸化炭素）が全体の93%以上を占め、また地方公共団体の事務・事業においては、CO₂の比率が更に高まることが予測されることを勘案し、CO₂の調査をもって7ガス調査の代替とする。

- 調査対象ガス：二酸化炭素（CO₂）

表 3 対象とする温室効果ガス及び排出源

ガス種		排出源
算定対象	二酸化炭素（CO ₂ ）	<ul style="list-style-type: none"> ●化石燃料の燃焼 ●電気の使用
算定対象外	メタン（CH ₄ ）	<ul style="list-style-type: none"> ●化石燃料の燃焼 ●農業分野（稲作、家畜の消化管内発酵や排泄物処理等）等
	一酸化二窒素（N ₂ O）	<ul style="list-style-type: none"> ●化石燃料の燃焼 ●農業分野（農用地の土壌、家畜の排泄物処理等）等
	ハイドロフルオロカーボン類（HFC）	<ul style="list-style-type: none"> ●エアコン、冷蔵庫などの冷媒ガス ●発泡剤・断熱材
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	<ul style="list-style-type: none"> ●電気絶縁ガス 等
	パーフルオロカーボン類（PFC）	<ul style="list-style-type: none"> ●半導体の製造 等
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）	<ul style="list-style-type: none"> ●液晶パネル製造、半導体の製造

第2章 温室効果ガス排出状況

第1節 温室効果ガス排出量算定の概要

温室効果ガス排出量の算定式は以下ようになる。

$$\text{【温室効果ガス排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数】}$$

● 活動量

温室効果ガス排出の要因となる電気・燃料使用量等。

表 4 活動区分ごとの調査項目

項目	単位
電気使用量	kWh
ガソリン	ℓ
軽油	ℓ
灯油	ℓ
A重油	ℓ
液化石油ガス (LPG)	m ³

● 排出係数及びGWP

政令により活動の区分ごとに規定された係数。

電気の使用に伴う温室効果ガス排出係数については、環境省が毎年度公表する電気事業者別CO₂排出係数を用いる。

電気の排出係数は毎年度変動するものであり、第2次実行計画では市職員の取組をより評価しやすくするため、2014（平成26）年度の係数を固定で使用してきた。本計画では、国の削減目標との相関を図るため、毎年度公表される電気事業者の排出係数を使用して算定するものとする。

GWPは、CO₂を基準として、ガス種ごとの地球温暖化への影響度を示す数値。CO₂のGWPを1としてCO₂に対する比率で示した係数。

本計画ではCO₂のみを調査対象とすることから、CO₂を算定する上ではGWP=1とする。

表 5 排出係数

排出源	排出係数（活動量ベース）		地球温暖化係数
	数値	単位	
燃料の使用に伴う排出			
ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /ℓ	1
軽油	2.58	kg-CO ₂ /ℓ	1
灯油	2.49	kg-CO ₂ /ℓ	1
A重油	2.71	kg-CO ₂ /ℓ	1
液化石油ガス (LPG)	5.97	kg-CO ₂ /m ³	1
他人から供給された電気の使用に伴う排出※			
四国電力㈱	—	kg-CO ₂ /kWh	1

※ 電気事業者別排出係数 (単位：t-CO₂/千kWh)

	平成26年度	令和元年度
四国電力㈱	0.699	0.500
東海電力㈱		0.443
第一ガス㈱		0.563

第2節 温室効果ガス排出状況

1 基準年の活動量・温室効果ガス排出量及び排出源構成

本計画の行政事務・事業における2014（平成26）年度（基準年）の温室効果ガス排出量は、12,417t-CO₂であり、同排出量を本計画の基準排出量とする。

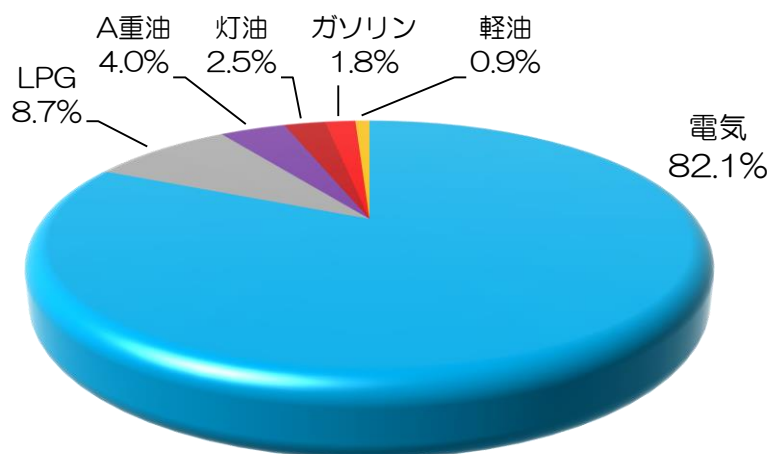
なお、2014（平成26）年度（基準年）の活動量・温室効果ガス排出量及び排出源構成を以下に示す。

温室効果ガス排出量 : 12,417 t-CO₂（基準排出量）

- 電気使用に伴う排出が全体の82.1%を占め、以下、LPG（8.7%）、A重油（4.0%）、灯油（2.5%）、ガソリン（1.8%）軽油（0.9%）と続いている。
- 温室効果ガスの削減には、電気使用量の削減が有効となる。

表 6 基準年の活動量・温室効果ガス排出量

排出源	活動量	排出量 (t-CO ₂)	
燃料	ガソリン	98,340 l	228
	軽油	41,335 l	107
	灯油	125,502 l	313
	A重油	182,643 l	495
	LPG	180,489 m ³	1,078
電気	14,587,714 kWh	10,197	
温室効果ガス排出量		12,417	



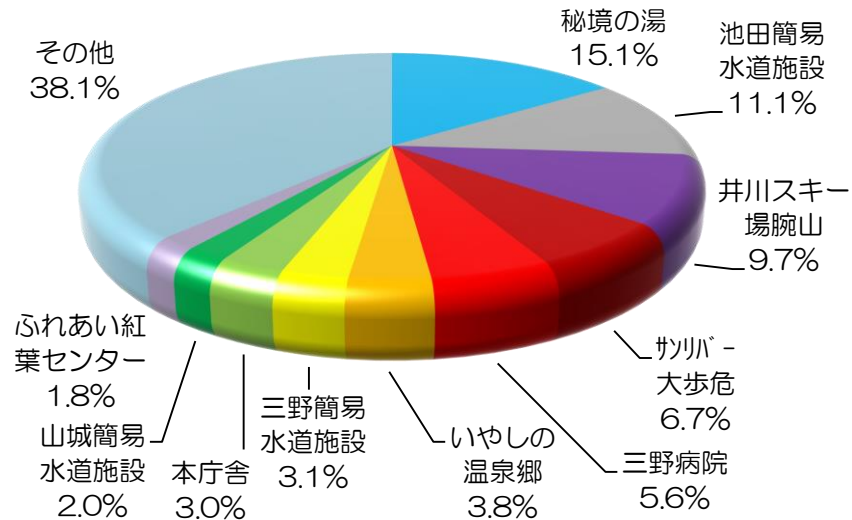
※率の合計については、端数処理の関係により100%にならない場合がある。

図 7 基準年の温室効果ガス排出構成

2 施設別温室効果ガス排出状況

三好市の施設別による排出状況を以下に示す。

- 秘境の湯が全排出量の15.1%を占め、以下池田簡易水道施設（11.1%）、井川スキー場腕山（9.7%）と続いている。
- 排出量上位10施設での排出源別排出構成では、秘境の湯でのLPG、サンリバー大歩危のA重油使用に伴う排出を除いては、電気使用に伴う排出が大勢を占めている。



※率の合計については、端数処理の関係により 100%にならない場合がある。

図 8 施設別温室効果ガス排出構成

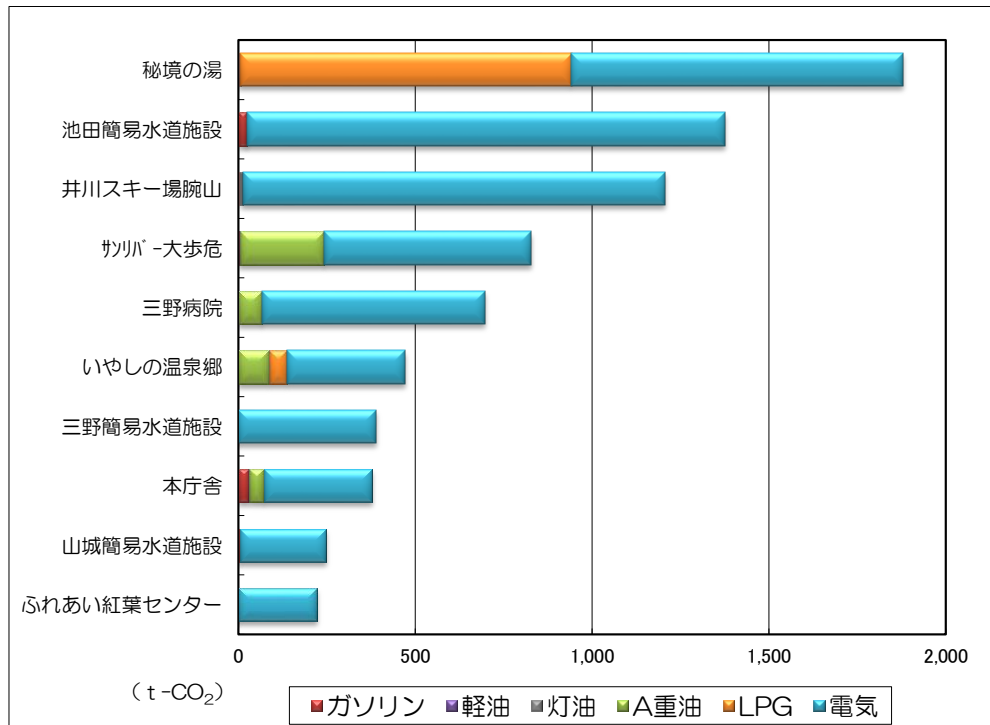


図 9 施設別排出源別温室効果ガス排出構成（上位 10 施設）

表 7 施設別排出源別排出量内訳（上位 10 施設）

（単位：kg-CO₂）

	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	電気	総排出量
秘境の湯	615	493	4,176	0	936,356	937,230	1,878,869
池田簡易水道施設	23,531	1,047	0	0	0	1,351,379	1,375,958
井川スキー場腕山	3,178	0	9,089	0	0	1,193,807	1,206,074
ツリバ - 大歩危	1,190	2,616	0	238,480	0	584,833	827,119
三野病院	628	0	100	66,124	0	630,368	697,219
いやしの温泉郷	56	0	299	86,720	49,838	332,693	469,605
三野簡易水道施設	0	0	0	0	0	389,126	389,126
本庁舎	28,620	2,516	520	40,650	0	305,334	377,640
山城簡易水道施設	4,278	0	0	0	0	244,437	248,715
ふれあい紅葉センター	0	0	0	0	0	221,300	221,300
その他	166,053	99,972	298,318	62,989	91,324	4,006,305	4,724,960
合計	228,149	106,644	312,501	494,963	1,077,517	10,196,812	12,416,585

3 2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量

三好市の行政事務・事業における2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は、9,395t-CO₂となり、2014（平成26）年度（基準年）比で24.3%減少している。

温室効果ガス総排出量減少の主要因は、電気の排出係数の低減（0.699→0.502kg-CO₂/kWh）によるものである。

表 8 2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量

項目	温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）				
	2014 （平成26）年度 （基準年）	2019 （令和元）年度	基準年比 増減量	基準年比 増減率	
燃料	ガソリン	228	182	-47	-20.4%
	軽油	107	113	6	6.1%
	灯油	313	194	-118	-37.8%
	A重油	495	583	88	17.9%
	LPG	1,078	1,279	201	18.7%
電気	10,197	7,044	-3,153	-30.9%	
合計	12,417	9,395	-3,022	-24.3%	

第3章 温室効果ガス削減目標

国は、2021年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。」とし、また、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」においては、「政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目指す」とされている。

このことから、三好市においても国に即した取組を実施していくことを前提として、2030（令和12）年度には国の削減目標と同程度の削減が求められる。

本計画の温室効果ガス削減目標には、国が目標年度とする2030（令和12）年度における中期目標を展望しつつ、本計画の最終年度である2025（令和7）年度において達成すべき中間目標を設定する。

1 長期目標（目標年度：2030（令和12）年度）

長期目標は、国の地球温暖化対策計画が示す地方公共団体を含む「業務その他部門」の目標を踏まえ、次のとおり設定します。

長期目標（目標年度：2030（令和12）年度）

2014（平成26）年度（基準年）排出量	：12,417t-CO ₂
2014（平成26）年度（基準年）比	：50%削減（▲6,208t-CO ₂ ）
2030（令和12）年度排出量	：6,209t-CO ₂

2 中間目標（目標年度：2025（令和7）年度）

2030（令和12）年度までの10年間で長期目標を達成するため、2025（令和7）年度までの5年間で毎年着実に取組を進めていくものとして、中間目標（第2次実行計画の削減目標）を次のとおり設定します。

中間目標（目標年度：2025（令和7）年度）※

2014（平成26）年度（基準年）排出量	：12,417t-CO ₂
2014（平成26）年度（基準年）排出量	：34.4%削減（▲4,271t-CO ₂ ）
2025（令和7）年度排出量	：8,146t-CO ₂

算定方法

- 1年間の削減率：50.0% ÷ 16年間（2014年～2030年） ≒ 3.13%
- 2014年～2025年までの削減率：3.13% × 11年間 ≒ 34.4%

第4章 削減にむけた取組施策

第1節 新たな取組の検討

地球温暖化による気候変動リスクを低減するため、国内では「日本の約束草案」において2030（令和12）年度削減目標（温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減）が示され、パリ協定等において、地球の平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑えることが世界共通の目標となった。

日本政府はこの長期目標を達成するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と人為的吸収を均衡させ、排出を実質ゼロにすべく、最新の科学的知見をふまえて戦略的に取組を進めるとしており、政府は2015（平成27）年度から脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を推進している。



また、2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030（令和12）年までの国際目標では、持続可能な世界を実現するための17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものであり、残り4も間接的ではあるものの、環境に関連するものである。

そうしたことから、三好市においても、温室効果ガス排出量の削減に効果的な脱炭素化に向けた新たな取組について、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を取り入れ、経済面及び社会面を含めて検討を進め、温室効果ガス排出量の削減を図る。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2節 基本方針

温室効果ガス排出量を継続的且つ効率的に削減するため、国による補助事業や ESCO 事業等を活用して実施する施設設備の改修、(工事を伴う)運用改善など、温室効果ガス排出量削減の核になる取組を“重点取組”として位置付ける。

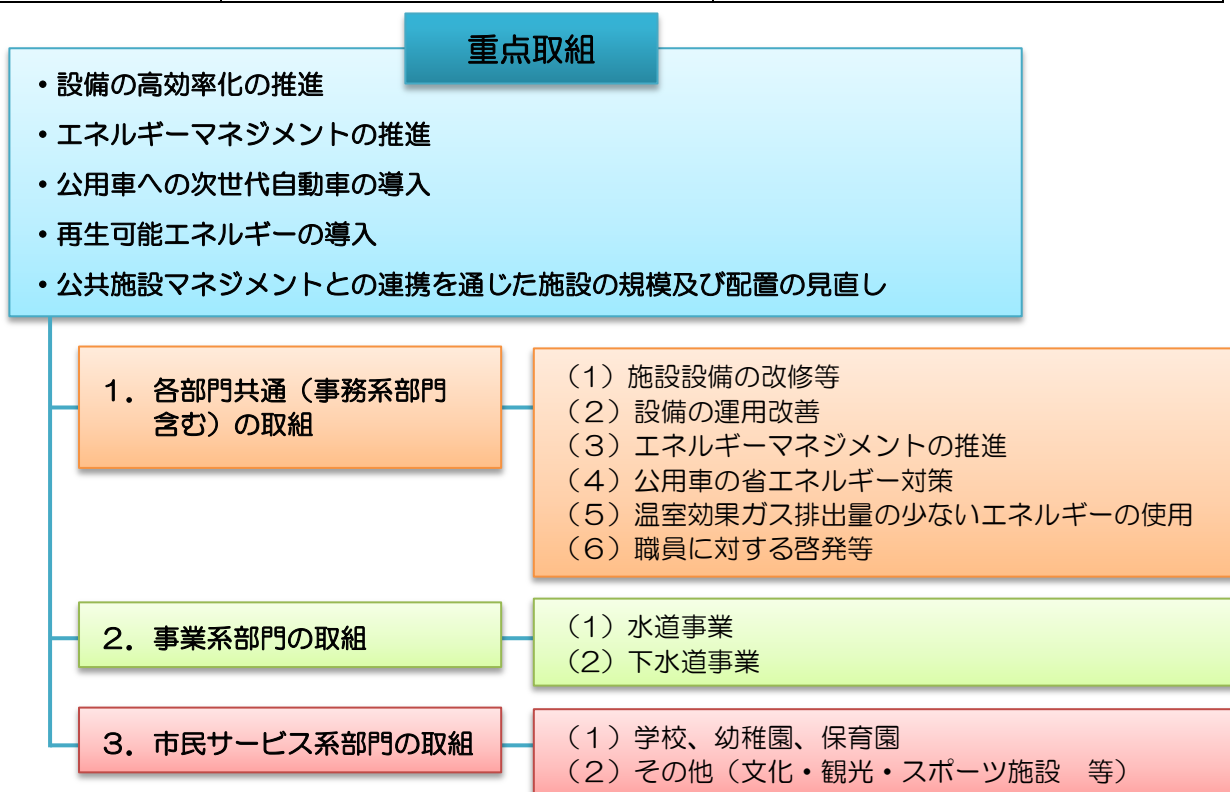
また、具体的取組施策については、SDGs（持続可能な開発目標）における複数の異なる課題と解決と相互に関連していることを示すため、SDGs のロゴを表示する。

第3節 取組体系

三好市の事務・事業を以下の部門に分類し、それぞれの特性に応じて取組を定める。

表 9 部門の分類と主な対象施設等

部門	内容	主な対象施設等
事務系	事業系、市民サービス系に属さない、その他全ての事務・事業	・庁舎（本庁舎、分庁舎、支所等） ・各施設の事務所部分 等
事業系	市民生活の維持に必要となる事業	・水道事業 ・下水道事業
市民サービス系	市民の利用に供するための施設で、そのサービスの維持・向上や利用増を図りつつ対策に取り組む必要があるもの	・学校(小学校、中学校)、幼稚園、保育園 ・その他（文化・観光・スポーツ施設等）



第4節 具体的取組施策

目標達成に向けた具体的な取組を示す。

1 各部門共通（事務系部門含む）の取組

（1）施設設備の改修等

設備・機器等を更新する際に従来よりも高効率のものを導入することは温室効果ガスの削減につながる。

三好市では、2016（平成28）年3月に策定した「三好市公共施設等総合管理計画」の基本方針を踏まえ、公共施設等の運営・維持管理を実施している。

設備・機器の導入・更新については、温室効果ガスの大きな削減効果が見込まれるが、反面、応分の費用が必要となるため、財政担当部署等の理解・協力・連携を図る。

また、民間の資金やノウハウ等を活用した設備更新の実施方策についても検討する。



①照明設備（重点取組）	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。 ❖ 既存の室内照明や誘導灯、屋外灯について、順次LED照明などの高効率照明ランプへの切替えを行う。 ❖ 照明点灯範囲の細分化や人感センサー、昼光センサーの導入等を図る。
②空調設備（重点取組）	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 高効率タイプの空調設備を導入する。 ❖ 利用状況等に応じて、設備の規模や方式を見直す。 ❖ ポンプ・ファンをインバータ制御とする。
③給湯設備（重点取組）	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 給湯機器を高効率タイプ(空冷式ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯器等)へ更新する。 ❖ 利用状況等に応じて、設備の規模や方式を見直す。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものと整備する。 ❖ 新設や大規模改修を行う場合には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の検討を行う。 ❖ ESCO事業やリース契約等により民間の資金やノウハウを活用し、高効率設備機器の導入を図る。 ❖ 国等の市町村を対象とした環境保全に関する補助制度や支援制度の情報を収集し、その活用を検討することにより、全庁的な取組の強化を図る。

(2) 設備の運用改善（設備機器等の保守・点検の徹底）



①設備機器等の保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ❖照明設備、空調・換気設備、熱源設備、動力設備等の定期的な点検・清掃・保守を実施し、機器の性能や運転効率を維持する。
②設備機器等の運転の工夫や管理	<ul style="list-style-type: none"> ❖外灯等の点灯時間の季節別管理を行う。 ❖ロスナイ換気システムを有効活用するなど、外気取り入れ量の適正化を図る。 ❖冷温水発生機、ボイラーの空気比を調整する。 ❖中間期において、外気冷房や冷温水発生機の冷水出口温度の緩和を行う。 ❖間欠運転を実施する。 ❖高効率ファンベルトの使用による運転の効率化を図る。 ❖空調の冷温水配管の保温を実施する。 ❖機械室や倉庫などにおいて、換気扇の作動設定温度を適切に設定する。 ❖冷暖房の適切な温度管理（夏期 28℃、冬期 20℃）を徹底する。 ❖窓ガラスへの遮熱シート貼付、緑のカーテンの育成等により、日射による夏期の室温上昇を抑制し、空調効率の向上を図る。

(3) エネルギーマネジメントの推進



①EMSの導入（重点取組）	<ul style="list-style-type: none"> ❖EMS（エネルギーマネジメントシステム）を導入し、機器の運転の制御等を行い、エネルギー使用量を削減する。 ❖建築物を建築する際には、原則としてEMSを導入する。
②エネルギーマネジメントの推進（重点取組）	<ul style="list-style-type: none"> ❖EMSにより得られたデータをもとに、エネルギー使用状況や設備作動状況の課題を見出し、運用改善につなげる。 ❖エネルギー使用量データの把握や見える化を行い、各施設において継続的なエネルギー管理を行う。

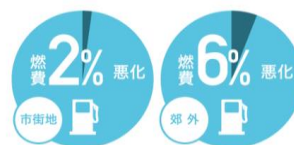
(4) 公用車の省エネルギー対策



<p>①公用車の導入における省エネルギー対策（重点取組）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 環境負荷の少ない仕様の車両を導入する。特に災害時に「走る蓄電池」としての活用も期待できることから、電気自動車等の次世代自動車を積極的に導入する。 ❖ リース契約を活用し、常に最新の環境性能を有する自動車を配置する。 ❖ 公用車の使用状況を把握し、配置や台数を適正に保つ。
<p>②適正利用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 低公害車・低燃費車を優先的に利用する。 ❖ エコドライブを推進する。 ❖ 短距離の移動手段として、徒歩及び自転車の利用を推進する。 ❖ 遠距離の移動手段として、公共交通の利用を推進する。 ❖ タイヤの空気圧調整等、定期的な車両の点検・整備を行う。

エコドライブ10とは

①ふんわりアクセル「eスタート」 ②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転



③減速時には早めにアクセルを離そう



④エアコンの使用は適切に



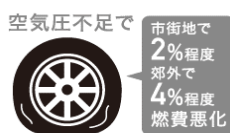
⑤無駄なアイドリングはやめよう



⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう



⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備



⑧不要な荷物はおろそう



⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう



⑩自分の燃費を把握しよう



(5) 温室効果ガス排出量の少ないエネルギーの使用



<p>①再生可能エネルギーの導入（重点取組）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖建築物を建築する際には、原則として太陽光発電設備の設置等、再生可能エネルギーの導入を図る。 ❖災害時の拠点となる公共施設においては、再生可能エネルギー設備と合わせて蓄エネルギー設備の設置を検討し、災害時に外部からのエネルギー供給が寸断された場合でも自立してエネルギー供給が可能となるシステムの構築に取り組む。 ❖既存公共施設への太陽光発電設備や太陽熱利用設備等の設置を推進する。 ❖バイオマス発電又は同エネルギーの利用、地中熱・下水熱の利用、小水力発電の導入等を検討する。
<p>②環境配慮契約の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖再生可能エネルギーや未利用エネルギーの割合が高く、CO₂排出係数の低い電力の調達を推進する。

(6) 職員に対する啓発等



<p>①職員に対する啓発等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖クールビズ・ウォームビズの奨励と組み合わせ、庁舎、施設等の空調の温度管理を適正（冷房28℃、暖房20℃を目安）に行う。 ❖職員の省エネルギー行動ルールを作成し、実施を徹底する。 ❖時間外勤務の際の照明等の利用は必要最小限に抑える。 ❖職員の地球温暖化対策に関する意識の向上を図るため、研修や情報提供を実施する。 ❖グリーン購入に係る基本方針を策定し、環境に配慮した物品等の購入を推進する。 ❖パソコン、コピー機等のOA機器及びその他の電気機器は、省エネルギータイプのものを導入する。また、待機電力の削減を含めて使用面での電力削減を図る。 ❖用紙類の使用量を削減するため、電子媒体の活用、資料の簡素化、両面・集約印刷等を極力行う。 ❖ごみの分別を徹底し、3R（リユース・リデュース・リサイクル）によりごみの減量化に努める。 ❖厨房や給食で発生する食品残さの削減を図る。 ❖会議やイベント等により発生するごみの削減に努める。
-------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 日常的な節水の励行、「節水」表示による施設利用者に節水の呼び掛けを行う。 ❖ 散水やトイレ洗浄水には雨水を利用する。 ❖ 定期的な点検により漏水を防止する。
--	--

2 事業系部門の取組



(1) 水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 水需要や水源の見直しに応じた施設規模の最適化を推進する。 ❖ 浄水場のポンプ更新時などに効率的な機器へ更新し、省エネルギー化を図る。 ❖ 電気設備をインバータ制御とする。 ❖ 再生可能エネルギー(小水力発電等)の活用可能性について研究する。
(2) 下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 汚水量に応じた施設規模の最適化を推進する。 ❖ ポンプ場のポンプ更新時などに効率的な機器へ更新し、省エネルギー化を図る。 ❖ 汚水量に応じた機器の間欠運転など、効率的な運転方法を検討する。 ❖ 再生可能エネルギー(下水熱利用等)の活用可能性について研究する。

3 市民サービス系部門の取組



(1) 学校、幼稚園、保育園	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 太陽エネルギー利用設備や蓄電池について、防災機能強化の面も考慮し、積極的に設置する。 ❖ 校内での省エネルギー・省資源の取組を図る。 ❖ 緑のカーテンを継続的に実施する。 ❖ 厨房や給食で発生する食品残さの削減を図る。
(2) その他(文化・観光・スポーツ施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 屋外照明のLED照明等の省エネルギー型ランプへの転換を推進する。 ❖ 施設利用者が照明・空調等のスイッチを入切できるエリアにおいて、適切な使用や温度管理を呼びかける掲示等を行う。 ❖ 施設までの移動手段として、公共交通機関の利用を呼びかける。 ❖ 公園の芝生化を推進する。 ❖ 利用者数や稼働率を考慮した施設の規模及び配置の見直しを図る。(重点取組)

第5章 実行計画の推進

第1節 実行計画の推進体制

本計画は三好市の行政事務・事業から排出される温室効果ガスの削減計画であることから、市職員の自主性による取組に加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められる。また、本計画の推進には市の施策に関わる内容検討が必至であり、全庁横断的な組織による施策検討の場として「地球温暖化対策推進本部（以下、推進本部という。）」を中心とした推進体制のもとに、温室効果ガス削減施策を行政システムに取り入れることで、実行計画推進の効率化を図る。

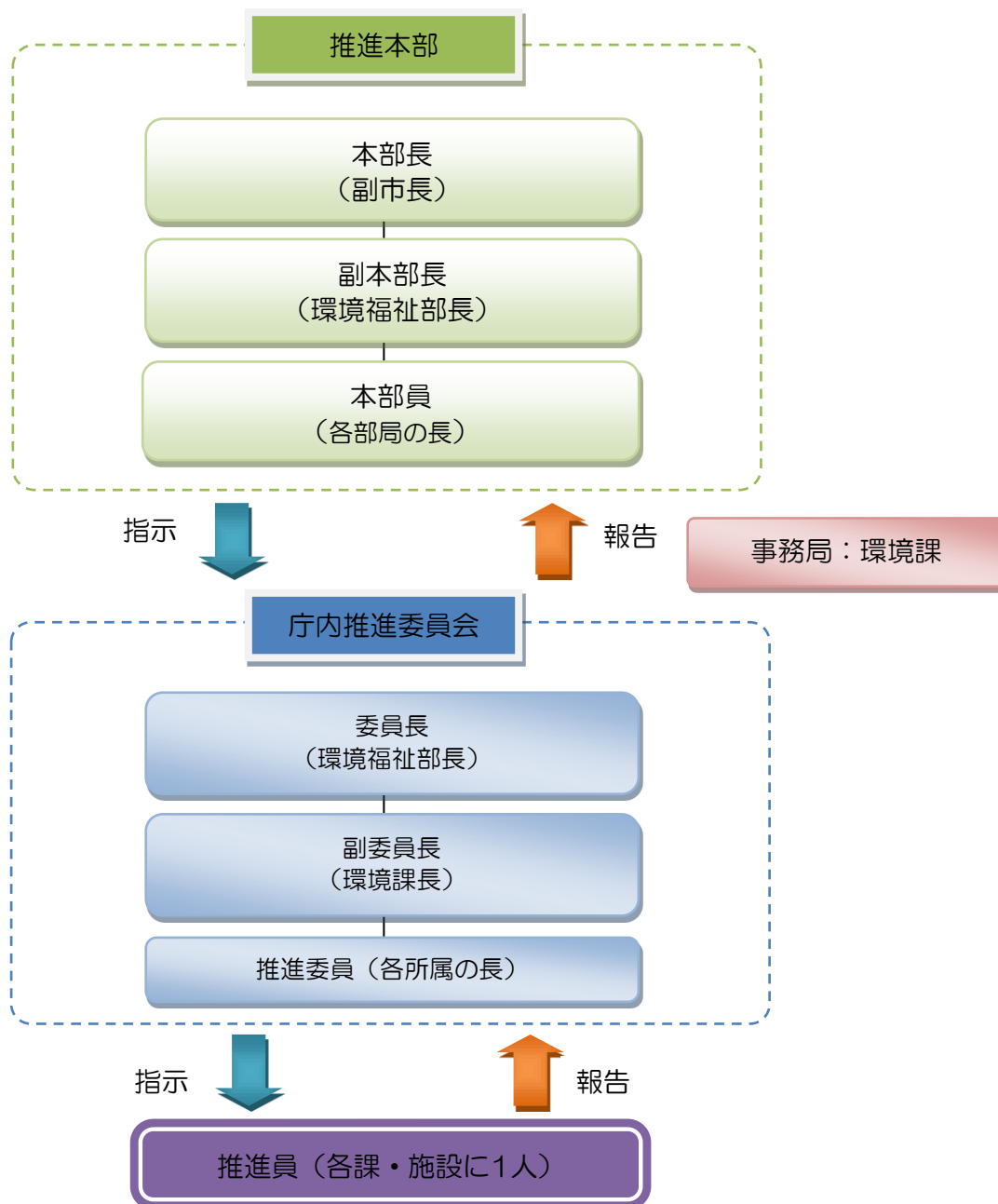


図 10 実行計画推進体制（イメージ図）

なお、組織の主たる役割は以下の通りとする。

● 推進本部

実行計画推進に関わる施策決定を行うと共に、「事務局」からの活動量・温室効果ガス排出状況、地球温暖化対策への取組状況等の報告を受け、対応策等について庁内推進委員会へ適宜指示する。

なお、本部長を副市長、副本部長を環境福祉部長とし、本部員は各部局の長をもって組織する。

● 庁内推進委員会

推進本部の下部組織とし、庁内推進委員会は、実行計画推進に関わる施策の検討や基礎調査に関して各職場への指示を行うものとする。

なお、委員長を環境福祉部長、副委員長を環境課長とし、推進委員は、本部員が指名した者をもって組織する。

● 推進員

推進員は、実行計画推進に関わる基礎調査等の実務を担うと共に、各職場で温室効果ガス排出削減への取組を先導的に実践するものとする。

なお、推進員は各課、施設等から1名以上選出する。

● 事務局（環境課）

事務局は、温室効果ガス排出状況の集計・分析、及び年次報告の取りまとめ、「推進本部」の運営の他、国・県及び庁内各関係部局への報告・連絡・調整を行うものとする。

なお、事務局は環境課が担うものとする。

第2節 実行計画の運用

1 実行計画の点検

三好市の温室効果ガス排出状況、並びに実行計画の目標達成状況は、実行計画期間中毎年度点検するものとする。なお、調査・点検作業は「推進本部」の指示のもと、「推進員」が取りまとめた各課・施設の活動量調査結果を基に、「事務局」が集計・分析、及び公表の手続きを行うものとする。

● 運用状況調査手順

- ❖ 「推進員」は、「庁内推進委員会」の指示のもとに対象範囲の月毎の活動量を調査・把握する。
- ❖ 「推進員」は、対象範囲の年度単位の活動量調査結果を年1回「事務局」に報告する。また「推進員」は、基準年・前年度比較での活動量増減要因も併せて調査・報告する。
- ❖ 「事務局」は、活動量調査結果を基に温室効果ガス排出状況を推計・分析し、実行計画の目標達成状況を取りまとめる。
- ❖ 「事務局」は、調査内容及び今後の取組方針に関する提案内容を「庁内推進委員会」に報告する。
- ❖ 「庁内推進委員会」は、「事務局」の報告を基に温室効果ガス削減のための施策検討を行うと共に、検討結果について「推進本部」に報告する。
- ❖ 「事務局」は、年度単位の温室効果ガス排出状況、並びに「推進本部」での検討結果についてホームページや広報誌により公表する。

2 実行計画の進行管理

実行計画期間中は、各組織等が自らの役割を踏まえ、温室効果ガスの削減に向けて、計画期間内の計画全体の推進及び施設単位での毎年度の取組の推進の両方において、多層的にPDCAサイクルを運用し、継続的な改善を図りながら推進する。

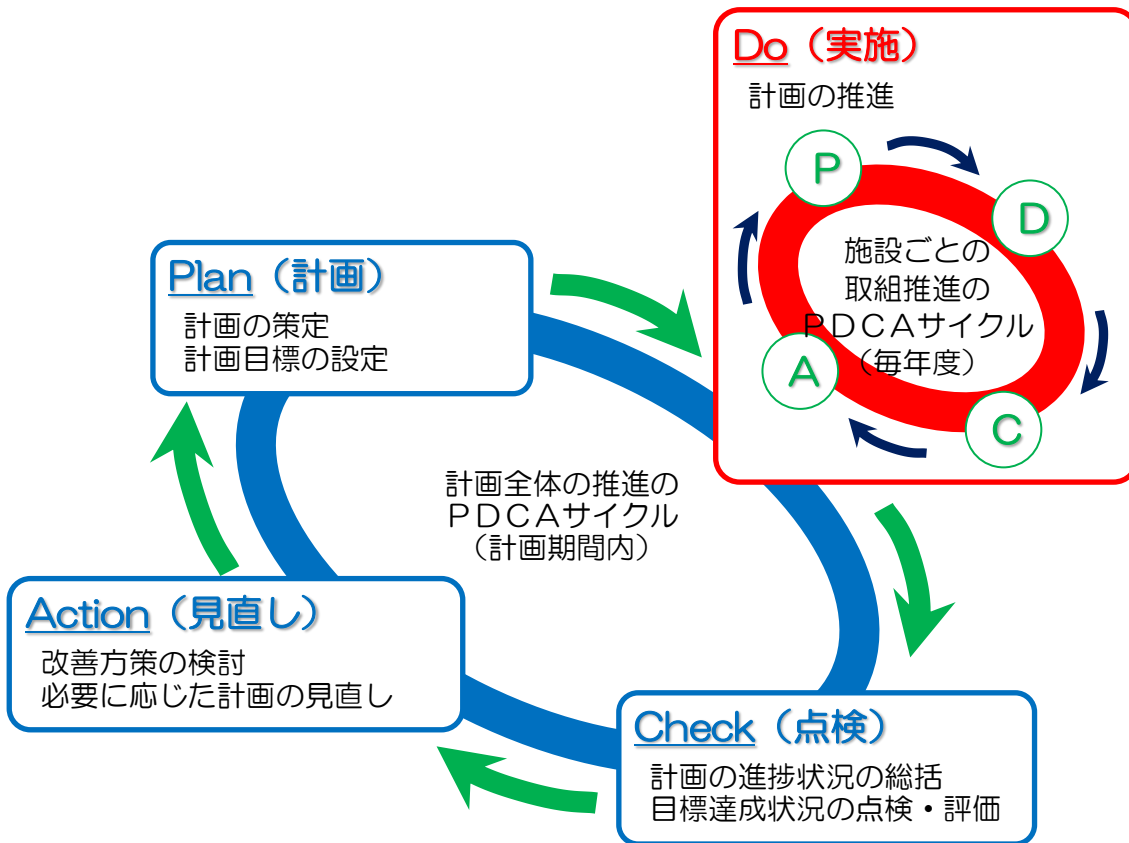


図 11 多層的なPDCAサイクルの運用による計画の進行・管理

(1) 計画推進のPDCAサイクル

「事務局」は、「推進員」を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、「庁内推進委員会」において年1回の点検評価を行う。点検評価は、PDCAサイクルを基本とした継続的改善システムによって行う。

Plan (計画)	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を検討し、温室効果ガスの削減目標などの計画目標を設定します。
Do (実行)	目標達成を目指して取組内容を決定し、具体的な施策を検討するとともに、実施に向けた調整を行います。
Check (点検評価)	事務局からの報告をもとに計画の進捗状況を総括し、事務事業における地球温暖化対策の今後の方向性を検討します。
Action (見直し)	今後の課題に対して改善方策を検討し、必要に応じて計画の目標・取組内容の見直しを行います。

(2) 年度ごとの取組推進のPDCAサイクル

実行計画期間中は、年度ごとに調査対象範囲の温室効果ガス排出状況調査及び職員の取組実施状況調査を行う。また、排出状況の実態把握及び取組実施状況と共に、実行計画における温室効果ガス削減目標について、その達成状況等を確認し、次年度により効果的な取組を図るための施策等について検討する。

なお、事務局は、地球温暖化防止を取巻く社会情勢や実行計画の運用管理の状況、点検評価結果等を考慮し、必要に応じて取組内容の改善など実行計画の見直しを行うものとする。

Plan (計画)	毎年度、当該年度内に実施する取組とともに、温室効果ガスの削減目標を設定します。
Do (実行)	目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を実践します。なお、取組結果については記録を徹底します。
Check (点検評価)	各課所等において活動量調査票による集計、分析するとともに、所属での目標・取組について、取組の進捗状況等を評価します。また、事務局は毎年度集計し、温室効果ガス排出状況を定量的に把握するとともに、その結果から取組の進捗状況を評価し、年次報告としてとりまとめます。
Action (見直し)	年度ごとの点検・評価結果を踏まえて改善方策を検討するとともに、次年度の取組に反映します。

3 計画の運用フロー

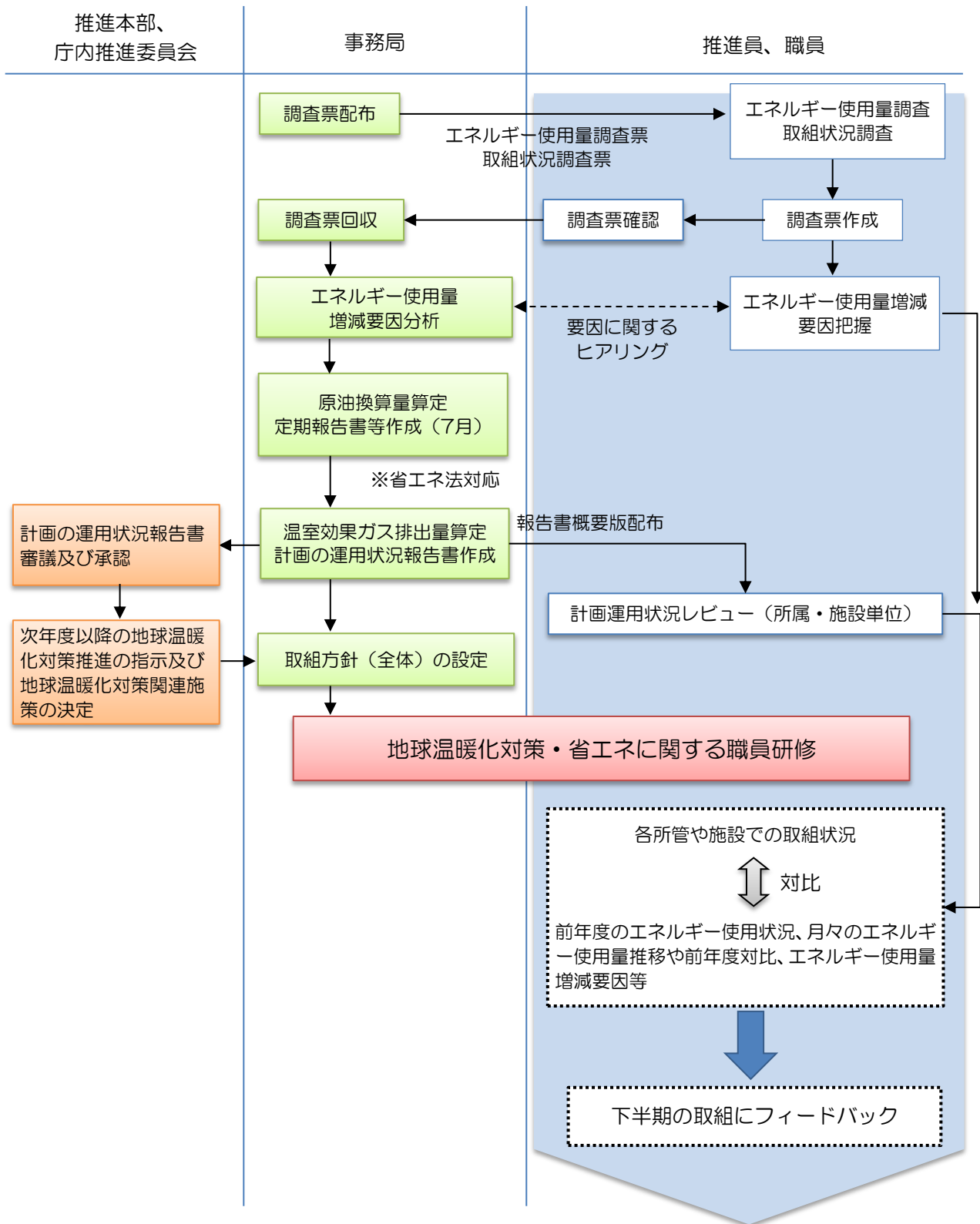
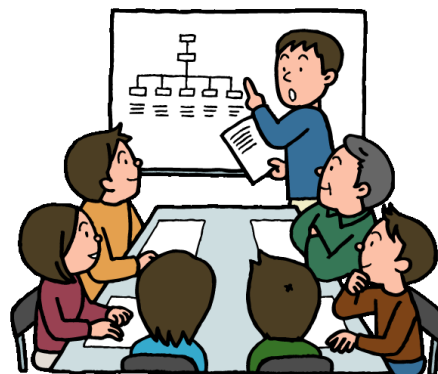


図 12 計画の運用フロー

4 職員研修の実施

地球温暖化対策は長期的・継続的に実施することが望まれ、取組にあたる市職員一人ひとりの意識向上を図ると共に、職員間の意識格差を是正することが望まれる。また、温室効果ガス排出状況や職員の取組状況は年々変化することから、この変化に合わせて市の施策や取組内容を見直すことが常に求められる。

職員に対する取組行動の早期定着を促し、状況に応じた対応を図ることを目的とした職員研修を定期的実施することで、継続的な温室効果ガスの削減を目指すものとする。



5 実行計画及び運用状況の公表

本計画は、三好市行政事務・事業の温室効果ガス排出削減を目指すと共に、地域の住民や事業者に対する行政の率先行動として位置付けられる。また、本計画及び計画の運用状況の公表は、住民や事業者に対する地球温暖化対策への取組の波及や意識啓発を図るだけでなく、行政が地域に対して地球温暖化対策への取組を宣言することで、職員自らの行動を律するものと期待する。

事務局は、毎年度、本計画の運用状況等について広報誌及びホームページ等を通じて市内外に公表することで、行政の取組について住民の理解を得ると共に、三好市が一丸となった地球温暖化対策に発展させることを目指す。